

決議 11.20

「適切かつ容認できる目的地」という用語の定義

第9回締約国会議で、ミナシロサイ(*Ceratotherium simum simum*)の南アフリカの個体群が条約の附属書Ⅱに移され、「適切かつ容認できる目的地への生きた動物、及びハンティングトロフィーの国際取引を許可するという唯一の目的のために」という部分を含む注釈の対象であることを想起し、

第10回締約国会議で、アフリカゾウ(*Loxodonta africana*)のボツワナ、ナミビア、ジンバブエの個体群が条約の附属書Ⅱに移され、「生きた動物の適切かつ容認できる目的地への輸出を許可するという唯一の目的のために」という部分を含む注釈の対象であることも想起し、

「適切かつ容認できる目的地」という用語がまだ完全に定義されていないことに留意し、

目的地が「適切かつ容認できる」か否かの決定を輸

出国又は輸入国のいずれが行うべきかを締約国がまだ示していないことにさらに留意し、

生きた動物に言及した注釈が現在存在し、また、同様の注釈が将来採択される可能性があることを認識し、

生きた動物にとって適切かつ容認できる目的地は、その動物が人道的に扱われると保証されるような場所であるべきであることにさらに留意し、

条約締約国会議は

条約の附属書Ⅱ掲載種の注釈の中に、生きた動物の輸出又は国際取引に言及して、「適切かつ容認できる目的地」という用語が現れた場合、この用語は生きた標本の提案された受取先がそれを収容し、世話するための適切な設備を備えていると輸入国の科学当局が認めた目的地を意味するものと定義される。 ■